

茨城県立医療大学履修規程

平成7年4月6日医療大訓第24号

改正 平成13年 4月18日
改正 平成13年 7月17日
改正 平成13年11月28日
改正 平成14年 7月17日
改正 平成20年 5月21日
改正 平成23年 2月23日
改正 平成23年 9月21日
改正 平成24年 7月25日
改正 平成25年 3月21日
改正 平成26年 3月19日
改正 平成27年 3月18日
改正 平成27年 9月30日
改正 平成28年 9月21日
改正 平成28年10月20日
改正 令和 元年 7月25日
改正 令和 2年 7月29日
改正 令和 3年 9月24日
改正 令和 3年12月27日
改正 令和 4年 1月28日
改正 令和 4年12月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則(平成6年茨城県規則第108号)第36条の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

第2条 授業科目の種類、配当年次、単位数及び必修・選択の別は、別表第1のとおりとする。

(卒業に必要な単位数等)

第3条 学生は、その所属する学科ごとに、別表第2に定める単位以上を修得しなければならない。

(履修登録手続)

第4条 学生は、履修しようとする授業科目について、各年次当初の所定の期日までに所定の履修登録手続(以下「履修登録」という。)を行わなければならない。

2 前項の履修登録期間終了後は、履修登録内容を変更することはできない。ただし、後期から開始する授業又は集中講義の授業について、特別の事情があると認められる場合においては、この限りではない。

3 本学において既に単位を修得した授業科目は、再度履修することはできない。ただし、担当教員が履修を許可した場合は、履修することができる。この場合においては、卒業に必要な単位数に算入しない。

4 履修登録単位数の上限は、年間55単位までとし、他大学との単位互換による単位数を含むものとする。

(試験)

第5条 授業科目の成績は、原則として試験により評価する。ただし、試験以外の方法による評価が適当と認められる場合は、他の評価方法をもってこれに替えることができる。

2 試験は、原則として各学期末に行う。ただし、担当教員が必要と認めるときは、学期の途中に適宜試験を行うことができる。

3 学生は、第4条により履修登録を行った授業科目についてのみ試験を受けることができる。

4 不合格者に対する再試験は行わない。

(単位の授与)

第6条 科目責任者は、前条の試験の結果及び受講状況等をもとに総合的に成績を評価する資料を作成し、学務委員会はその資料に基づき合否判定を行い、合格した者には、当該科目の所定の単

位を与える。

(成績評価の基準)

第7条 成績評価の基準は、次のとおりとする。ただし、第10条第1項ただし書きにいう再受験科目にかかる評語については、評価にかかわらず、CまたはDとする。

評 語	評 価	合 否
A	80点～100点	合 格
B	70点～79点	合 格
C	60点～69点	合 格
D	59点以下	不 合格

(試験欠席)

第8条 病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができない者は、試験開始時までに、事務局教務課までに連絡し、すみやかに試験欠席承認願を提出しなければならない。

2 前項の承認願には、病気の場合にあたっては医師の診断書、その他の場合にあたっては理由書を添付するものとする。

3 第1項の承認願が提出された場合において、学務委員会がその事情を正当と認めるときは、担当委員は適宜の方法によって成績を評価することができる。

(試験における不正行為)

第9条 試験に関する不正行為の事実が学務委員会によって確認された場合、当該学生が当該学期に履修登録した全ての科目を不合格とする。

2 学務委員会での審議の結果必要と認められる場合は、学則第47条の規定により、学長は教授会の意見を聴いて当該学生を懲戒することができる。

(再履修)

第10条 試験に合格しなかった者又は試験を受けなかった者が翌年度において、その授業科目の単位を修得しようとするときは、あらためて履修登録を行わなければならない。ただし、授業科目によって翌年度以降にその試験のみを受け、これに合格することによって当該科目の単位を認めることがある(以下この授業科目を「再受験科目」という。)

2 再受験科目の取扱いをする授業科目は、毎年度の初めに示すものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、教授会の意見を聴いて学長が定める。

付 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

付 則 (茨城県立医療大学教務委員会規程の一部を改正する規程) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成13年4月18日から施行する。

(茨城県立医療大学履修規程の一部改正)

2 茨城県立医療大学履修規程(平成7年医療大訓24号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 平成14年4月1日において現に本学の学生である者(第1学年に在籍する者を除く。)及びこれらの者と同一の学年に転入学、編入学又は再入学する者に係る授業科目の履修については、この規程による改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この規程は、平成13年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成14年7月17日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年4月1日において現に本学の学生である者（第1学年に在籍する者を除く。）及びこれらの者と同一の学年に転入学，編入学又は再入学する者に係る授業科目の履修については，この規程による改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

付 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日において現に本学の学生である者（第1学年に在籍する者を除く。）及びこれらの者と同一の学年に転入学，編入学又は再入学する者に係る授業科目の履修については，この規程による改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

付 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日において現に本学の学生である者（第1学年に在籍する者を除く。）及びこれらの者と同一の学年に転入学，編入学又は再入学する者に係る授業科目の履修については，この規程による改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

付 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年4月1日において現に本学の学生である者（第1学年に在籍する者を除く。）及びこれらの者と同一の学年に転入学，編入学又は再入学する者に係る授業科目の履修については，この規程による改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

付 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日において現に本学の学生である者（第1学年に在籍する者を除く。）及びこれらの者と同一の学年に転入学，編入学又は再入学する者については，適用しない。

付 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年4月1日において現に本学の学生である者（第1学年に在籍する者を除く。）及びこれらの者と同一の学年に転入学，編入学又は再入学する者については，適用しない。

付 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 別表第1（1）（4）（7）（10）中の「茨城学」は，平成29年4月1日において現に本学の学生である者（第1学年に在籍する者を除く。）及びこれらの者と同一の学年に転入学，編入学又は再入学する者については，適用しない。

付 則

- 1 この規程は，令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日において本学に在籍する学生並びに令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において2年次，3年次又は4年次に，令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において3年次又は4年次に及び令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において4年次に編入学，転入学又は再入学する者に係る授業科目の履修については，この規程による改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

付 則

- 1 この規程は，令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日において本学に在籍する学生並びに令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において2年次，3年次又は4年次に，令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において3年次又は4年次に及び令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に

において4年次に編入学，転入学又は再入学する者に係る授業科目の履修については，この規程による改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

付 則

- 1 この規程は，令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日において本学に在籍する学生並びに令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において2年次，3年次又は4年次に，令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において3年次又は4年次に及び令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において4年次に編入学，転入学又は再入学する者に係る授業科目の履修については，この規程による改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

付 則

- 1 この規程は，令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日において本学に在籍する学生並びに令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において2年次，3年次又は4年次に，令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において3年次又は4年次に及び令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において4年次に編入学，転入学又は再入学する者に係る授業科目の履修については，この規程による改正後の別表第1の規定にかかわらず，なお従前の例による。

付 則

- 1 この規程は，令和4年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は，令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日において本学に在籍する学生並びに令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において2年次，3年次又は4年次に，令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において3年次又は4年次に及び令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において4年次に編入学，転入学又は再入学する者に係る授業科目の履修については，この規程による改正後の別表第1の規定にかかわらず，なお従前の例による。